

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、関係人口（太田市（以下「市」という。）や地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）の創出・拡大を図るため、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業選定審査委員会の審査を経て市長が認定したおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業を行う者に対して、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業を行う者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宗教活動又は政治活動を行う者その他その設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる者については、この限りでない。

- (1) 法人格のある団体
- (2) 任意団体
- (3) 個人

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業が、補助金交付決定日の属する年度の2月末までに完了すること。
- (2) 関係人口の創出・拡大を図る事業であること。
- (3) 関係人口獲得のための取組みが一過性のものにならず、継続して豊かな関係性を育んでいける事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 市から財政的支援を受け、又はその申請をしている事業
- (2) 市の外郭団体から財政的支援を受け、又はその申請をしている事業
- (3) 市又は市の外郭団体との共同事業

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、1事業につき20万円を上限とし、補助対象経

費の総額の2分の1以内に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、補助対象経費に国又は市を除く地方公共団体からの助成金等が充当される場合は、補助金と当該助成金等の合計が補助対象経費を超えない額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第5条にかかわらず、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 役員情報届出書(様式第2号)(申請者が法人格のある団体の場合に限る。複数の法人格のある団体が連携して補助事業を行う場合にあつては、法人ごとに提出すること。)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条第2項にかかわらず、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨をおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者の役員に変更があつたときは、速やかにその旨を書面により市長に届けること。
- (2) 市が行う補助事業の遂行の状況に関する実地調査に協力すること。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認した場合は、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金補助事業中止承認申請書（様式第9号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認した場合は、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金補助事業中止承認通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について、市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、規則第10条にかかわらず、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金実績報告書（様式第11号）を当該年度の3月31日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第12号）
- (2) 収支決算書（様式第13号）
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (4) 補助事業の実施が確認できる記録物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかにおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金確定通知書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。

2 補助事業者は、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付請求書（様式第15号）におおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して7日以内に、補助金の交付

請求を市長に対して行わなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経費について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した日から5年を経過した日の属する年度の年度末まで保存しなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて前項の書類の提出を求め、調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた補助事業者については、第14条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

費目		主なもの
1	報償費	講師・専門家等への謝礼、出演料等
2	需用費	消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷費等
3	役務費	通信運搬費、保険料、広告料等
4	委託費	PRツール制作費、デザイン制作費等
5	使用料及び賃借料	事業実施にかかる会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル料等
6	その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は、補助対象経費としない。

- (1) 申請者の経常経費
- (2) 構成員の人件費や謝礼
- (3) 財産の取得にかかる経費
- (4) ポイント等を使用した経費
- (5) 構成員等の会議や交流会での飲食費、接待費、手土産購入費
- (6) 経常的な活動経費
- (7) その他補助することが適当でないと認められる経費

様式第1号（第5条関係）

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

所在地

団体名

代表者職氏名

印

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業概要	
総事業費 (補助対象経費総額)	円 (うち、補助対象経費総額 円)
補助金交付 申請額	円
申請理由	
担当者連絡先	所属 職氏名 電話番号 E-Mail
添付書類	1 役員情報届出書（法人の場合に限る。） 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類

役員情報届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

団体名

代表者職氏名

㊟

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

【役員情報】

（ふりがな）（ ）

役員等職氏名：

生年月日：

住 所：

（ふりがな）（ ）

役員等職氏名：

生年月日：

住 所：

（ふりがな）（ ）

役員等職氏名：

生年月日：

住 所：

【変更の場合：理由】

様式第3号（第5条関係）

(表)
事業計画書

1 申請者の概要

実施主体名			
所在地		〒	
代表者職氏名			
連絡先	担当部署		
	担当職氏名		
	電 話		F A X
	メ ール		
主たる業種			設立年月日
資 本 金			従 業 員 数

2 実施主体の構成（連携して実施する場合。申請者を除く。）

名 称	代表者職氏名	所 在 地	主たる業務
		〒	
		〒	

3 事業概要

事業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業目的	

(裏)

事業内容	
周知方法	
現状の課題	
補助事業採択により期待される効果	
成果目標	
スケジュールと実施体制	
事業の継続見込み	1. 有 2. 無 理由：

実施内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設ける等変更すること。

収支予算書

（1）収 入

（単位：円）

収入の種類	予算額	内容説明（算出基礎等）
自己資金	円	
太田市補助金	円	
借入金	円	
その他	円	
収入合計	円	

（2）支 出

項 目	予算額	左のうち太田市 補助金充当額	内容説明（算出基礎等）
報償費	円	円	
需用費	円	円	
役務費	円	円	
委託費	円	円	
使用料及び賃 借料	円	円	
その他の経費	円	円	
支出合計	円	円	

第 号
年 月 日

住 所

（団体名）

氏 名

（代表者）

太田市長



おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金について、次のとおり補助金の額を決定しましたので通知します。

1 事業名	
2 総事業費 (補助対象経費総額)	円 (円)
3 補助金交付金額	円

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金実績報告書（様式第11号）をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助事業は、補助金の交付決定日の属する年度の2月末までに完了すること。
- (7) 補助事業者の役員に変更があった場合は、速やかにその旨を書面により市長に届けること。
- (8) 補助事業者は、本市が行う補助事業の遂行の状況に関する実地調査に協力すること。
- (9) 補助金の交付決定の内容若しくはそれに付した条件に違反し、又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所

（団体名）

氏 名

（代表者）

太田市長



おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金については、厳正なる審査の結果、採択に至らなかったため、交付しないことに決定したことを通知します。

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

団体名

代表者職氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金について、下記のとおり変更承認を受けたいので、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 事業名

2 補助金 既交付決定額 円
変更後申請額 円

3 変更承認を受けようとする理由

4 変更の内容

※ 補助金配分の変更、補助金申請額を変更する場合は、その収支予算書を添付すること。

第 号
年 月 日

住 所

（団体名）

氏 名

（代表者）

太田市長



おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助金については、次のとおり変更を承認しましたので通知します。

事 業 名	
変更前 補助金交付決定額	円
変更後 補助金交付決定額	円

補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- （2）補助事業に要する経費の配分を変更若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）太田市補助金等に関する規則（平成 17 年太田市規則第 7 6 号）の規定に従うこと。
- （5）補助事業完了後、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金実績報告書（様式第 1 1 号）をその定める期日までに市長に提出すること。
- （6）補助事業は、補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末までに完了すること。
- （7）補助事業者の役員に変更があった場合は、速やかにその旨を書面により市長に届けること。
- （8）補助事業者は、本市が行う補助事業の遂行の状況に関する実地調査に協力すること。
- （9）補助金の交付決定の内容若しくはそれに付した条件に違反し、又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第9号（第9条関係）

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金補助事業中止承認申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

団体名

代表者職氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業を中止したいので、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 中止の理由

※具体的に記載すること

第 号
年 月 日

住 所

（団体名）

氏 名

（代表者）

太田市長



おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金補助事業中止承認通知書

年 月 日付けの補助事業中止承認申請については、次のとおり承認することに決定したので、通知します。

事 業 名	
補助金交付決定額	円

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 太田市長

団体名

代表者職氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金について、補助事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業名	
補助金交付決定額	円
実績の概要 (内容、効果等)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業実施報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払いを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 補助事業の実施が確認できる記録物 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

事業実施報告書

団体名等

項 目	実施内容の説明
事業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の目的	
実施の内容	
数値実績と 効果検証	
事業の継続 見込	1. 有 <input type="checkbox"/> 期間限定（期間：年月頃～年月頃） <input type="checkbox"/> 無期限
	2. 無 理由：

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

収入の種類	決算額	内容説明（算出基礎等）
自己資金	円	
太田市補助金	円	
借入金	円	
その他	円	
収入合計	円	

(2) 支出

項目	決算額	左のうち太田市補助 金充当額	内容説明（算出基礎等）
報償費	円	円	
需用費	円	円	
役務費	円	円	
委託費	円	円	
使用料及び賃 借料	円	円	
その他の経費	円	円	
支出合計	円	円	

※実施内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設ける等変更すること。

第 号
年 月 日

住 所

（団体名）

氏 名

（代表者）

太田市長



おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したおおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

事 業 名	
補助金交付決定額	円
補 助 金 確 定 額	円

補助金は、請求により交付する。請求の際は、本書の写しを添付すること。

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 太田市長

所在地

団体名

代表者職氏名

㊟

おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金について、おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

事業名		
確定通知	年 月 日付け通知	第 号
補助金確定通知額	円	
請求額	円	

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫
	支店
預金種別	
口座番号	
口座名義人 (申請人と同一名義)	ふりがな

- 1 おおた関係人口創出・拡大のための対流促進事業補助金確定通知書の写しを添付すること。
- 2 補助金の交付請求は、確定の通知を受けた日から起算して7日以内に行うこと。